

市営住宅の入居者を募集します

12月入居分の市営住宅の入居者を募集します。申込資格など、詳しくは市ホームページを確認していただくか、担当課へお問合せください。

【建築住宅課】

11 住み続けられるまちづくりを



▶募集住宅

住宅名	所在地	階数	建設年度	募集戸数		家賃月額* (円)	間取り	便所	備考
					優先*				
原田 改良	原田278-1	2階建	昭和62年	1	0	27,200~53,400	4DK	洋式	告示事項有

※優先枠…母子・父子世帯や多子世帯などは、入居者の選定について優先的な取扱いを受けられます。
※市営住宅の家賃…入居者の所得額などによって毎年改められます（上表は令和8年度の家賃額です）。
※前入居者が退去した住宅を補修した物件のため、修繕などに対応しかねる箇所があります。

▶入居予定日 12月28日(月)

▶申込受付期間 9月1日(火)~10月2日(金)

▶必要書類および申込方法

窓口配布の申込書（市ホームページでも入手可）に記入の上、持参または郵送（受付期間内必着）で申込んでください。オンライン申請もできます。

▶申込み・問合せ

〒648-8585（住所記載不要）

橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115



◀市営住宅入居者募集ページ

地域優良賃貸住宅 橋本駅前団地の制度改正について

地域優良賃貸住宅の入居促進を目的として、より幅広い世帯に入居を検討していただけるよう、対象世帯や入居者負担について制度の見直しを行いました。

【建築住宅課】

▶見直し1 対象となる世帯を拡大しました

従来の対象者に加え、新たに若者世帯*を入居対象者に追加しました。

▶見直し2 敷金の金額を見直しました

入居時に必要となる敷金額を従来の3カ月分から2カ月分へ見直し、入居時の負担を軽減しました。

間取り	家賃月額	敷金額 (改定前)	敷金額 (改定後)
3DK	65,000円	195,000円	130,000円
2DK	50,000円	150,000円	100,000円
2K	42,000円	126,000円	84,000円

※若者世帯とは

39歳以下の人を含み、入居後5年以上橋本市に定住する意思のある世帯を指します。



◀入居申込受付はこちら

▶問合せ 建築住宅課 ☎33-1115

11 住み続けられるまちづくりを



プレミアム付デジタル地域通貨 2026を販売します

市内での消費喚起、市内事業者への支援を行うため、地域通貨加盟店舗で使用できる10%のプレミアム付デジタル地域通貨を販売します。

【産業振興課】

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



▶販売開始・終了時期

- 販売開始 11月2日(月) 10:00
- 販売終了 令和9年1月31日(日) 23:59

※予算上限に達し次第、販売終了

▶有効期限 令和9年2月28日(日) 23:59まで
※有効期限を過ぎると全ポイントが失効し、払い戻しはできません。

▶販売額

- 一人スマートフォン1台またはカード1枚あたり10,000円まで購入可能です。
- 購入額の10%をプレミアム分として付与します（10,000円購入の場合、11,000円分の地域通貨が使えます）。
- 1,000円単位で購入することが可能です（郵便局でのチャージは5,000円単位）。

▶地域通貨加盟店舗

市ホームページ（右のQRコード）から確認できます。「購入分」「プレミアム分（上乗せ10%分）」で利用できる店舗が異なるため、店舗掲示のポスターなどをご覧ください。



▶プレミアム付デジタル地域通貨とは

橋本市デジタル地域通貨「Hashi-Mo」を利用して発行する電子通貨のことで、スマートフォンの専用アプリ「chiica」を利用するアプリ型と、専用カード「Hashi-Moカード（市内在住者限定）」を利用するカード型があります。

▶購入方法

- chiicaアプリ（クレジットカード決済）
- セブン銀行ATM（現金でのチャージ）
- 市内郵便局窓口（学文路・高野口伏原・高野口・隅田・橋本古佐田・橋本城山台・橋本東家・橋本三石台・橋本山田・橋本）

▶問合せ

- プレミアム付デジタル地域通貨について 産業振興課 ☎33-1247
- アプリ導入・カード発行支援について 政策企画課 ☎33-1576
- アプリ利用、チャージ（購入）方法について chiicaお問い合わせコールセンター ☎0120-111-164

▼詳細ページ



安全生活支援サービス事業の利用条件が変わります

市では高齢者が安心して自宅で生活できるよう「安全生活支援サービス」を実施しています。9月から、自宅に固定電話がなくても携帯電話をお持ちであれば利用できるようになりますので、お知らせします。

【いきいき健康課】

3 すべての人に健康と福祉を



▶安全生活支援サービスとは

自宅での急病や事故などの緊急時に通報ができる専用機器を貸し出します。ボタンを押すと警備会社に連絡が入り、緊急時の対応をします。また、定期的に安否確認をします。

▶対象者 以下①~⑤すべてにあてはまる人

- ①65歳以上の一人暮らし、または配慮が必要な高齢者のみの世帯
- ②所得税非課税世帯
- ③身体上の疾患があり、緊急時に助けを呼ぶことが困難な人
- ④固定電話または携帯電話（9月1日から）をお持ちの人
- ⑤民生委員を含む3人の協力員から協力の承諾が得られる人

▶費用 無料

▶問合せ

いきいき健康課 高齢福祉係 ☎33-3705

